あっせんの申立て事案の概要とその結果(平成23年度第2四半期) デリバティブ関係(金利系)

一般社団法人全国銀行協会

22 年度(あ)第 303 号
説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の既払決済金返還要求等
法人
・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金の一部負
担及び既払決済金の返還を求める。
・B銀行からは、融資の条件としての本件契約の勧誘を受けており、あくまで本件
契約と融資はセットであるとの認識であった。
・本件契約について説明資料を見た記憶はあるが、契約内容について全く理解
することができなかった。本件契約によって、多大な損失が生じる可能性があるこ
とは説明されていない。
・A社とは、本件契約及び本件融資が最初の取引であり、当行は、優越的な立場
にはなかった。また、本件契約と本件融資とは別の契約であることを繰り返し説明
した。
・A社社長から聴取した相場観から、A社には本件契約へのニーズがあることを
確認した。
・本件契約について所定の説明資料を用いて説明を行った。A社社長から内容
は理解したとの回答があり、それを示す確認書に記名をしてもらっている。
・当行としては、A社の要求に応じることはできない。
【申立受理→あっせん打切り】
・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年8月2
日、A社とB銀行から事情聴取を行った。
・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、
あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23 年度(あ)第 43 号
申立ての概要	優越的地位の濫用によって締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金の負担及
の申出内容	び既払決済金の返還を求める。

⁽注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現 に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

	・B銀行から融資の提案と同時に本件契約の勧誘を受け、金利変動ヘッジニーズ
	はなかったが、融資を受けるために本件契約を締結した。
	・融資と本件契約の契約書は別個のものであったが、本件契約締結が融資を受
	ける条件であるとの認識であった。
	・本件契約締結時、他行との調達交渉が難航しており、また、資金調達を優先し
	ていたため、当社が融資及び本件契約を見送るという選択肢はなかった。
	・B銀行担当者の説明は形式的で、本件契約締結によってコストが発生するとの
	説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	・本件契約の勧誘を、融資の提案と同時に行っているが、当行担当者は、融資の
	条件ではなく、本件契約は独立した別の契約であることを説明している。
	・本件契約締結時、A社のメインバンクは当行ではなく、他行から融資を受けるこ
	とが可能であったことから、当行は優越的地位にはなかった。
	・本件契約の説明を複数回行い、A社社長の理解を得た記録が残っている。
あっせん手続の結果	【申立受理→あっせん打切り】
	・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年8月
	23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。
	・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、
	あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23 年度(あ)第 59 号
申立ての概要	優越的地位の濫用で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担す
	ることを求める。
	・B銀行から融資と同時期に本件契約を提案され、金利上昇リスクのヘッジニー
	ズはなかったものの、融資を受けるために契約を締結した。
	・その後、B銀行の借入を完済したため、本件契約を含む複数のデリバティブ取
	引の解約と解約清算金の免除を依頼したが、本件契約以外のデリバティブ取引
	については勧誘時に行き過ぎた点があり解約清算金を一部免除し、既払金の一
申立人(A社)	部を返還するが、本件契約に問題は認められない、との回答をB銀行から受け
の申出内容	た。
	・当社は、全てのデリバティブ取引について、B銀行による優越的地位の濫用に
	より締結させられたものと認識しており、解約清算金の免除等を要求したが、回答
	期限を経過すると、当事者同士の和解案も白紙となるとの申し出を受けた。
	・当時、多額の解約清算金を負担することはできず、また、事業存続のためには
	返還される資金が必要であったため、止むを得ず、本件契約は有効に成立して
	いることを相互に確認する旨が記載された確認書をB銀行と交わしたうえで、B銀
	行からの提案を受け入れた。

相手方銀行 (B銀行)の見解	・A社の申出を受けて、本件契約を含む複数のデリバティブ取引の成約経緯に
	ついて、優越的地位の濫用に該当するか否かを調査した結果、法的に問題はな
	かった。
	・一部のデリバティブ取引については、若干、過度な協力要請であったことは認
	めるが、本件契約に問題はなかったと認識している。
	・A社が主張する、回答期限を経過すると、当事者同士の和解案も白紙となると
	言及した事実はない。
あっ せん手続の結果	【申立受理→あっせん打切り】
	・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年7月
	20 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。
	・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、
	あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23 年度(あ) 第 78 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引の一部を中途解約し、解約清算
申立人(A社) の 申 出 内 容	金を負担することを求める。
	・B銀行から融資の提案と同時に本件契約の勧誘を受けた。本件契約は、融資
	契約と同様に分割実行されると認識していたが、一括実行とされた。
	・本件契約締結後に誤認に気付いたが、融資の分割実行が中止されることをお
	それて、B銀行に言い出せなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	・当行担当者は当時のA社社長から融資の相談を受け、固定金利に係るニーズ
	を把握し、本件契約を提案した。ただし、本件契約を分割実行とするよう依頼され
	たことはない。
	・本件契約締結に際しては、A社の財務耐久性も確認し、問題がないと判断し
	た。
	・当行担当者は、A社に、本件契約の内容について提案書を用いて解約清算金
	を含め丁寧に説明している。
あっせん手続の結果	【申立受理→あっせん打切り】
	・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年9月1
	日、A社とB銀行から事情聴取を行った。
	・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、
	あっせん成立の見込みがないことからあっせん手続を打ち切った。

以上